

米国における公立学校の教育内容の決定 をめぐる今日的権限関係

—関係教育判例の分析を通して—

古賀 一博

【I】 研究目的

アメリカ合衆国における公立学校の教育内容決定権は、法論理上、合衆国憲法修正第10条を根拠として、各州政府がその全権を有するものとされているが、その実際の権限の行使は、各州においてかなりの多様性を有するものの、州の機関としてかかる権限を委任された州教育行政機関あるいは地方教育行政当局が具体的にこれを担当しているのが実態であり、このことはすでに多くの判例上で確認されてきている。

換言すれば、米国の公立学校においては、州が定める制定法と州または地方教育行政機関が定める規則によって学校の教育内容が規定され、教授されることとなっており、その意味においては、州及び地方行政機関の公立学校における教育内容規制権は、一定の法認された権限であるといえよう。

しかしながら、他方において、米国は古くよりコモン・ローの原理を背景として、親の子供に対する教育権を尊重してきた伝統を有しており、事実、教育内容の問題に限定しても、親の宗教的信条を根拠とした履習拒否権や教科選択権を認めてきた州があることは周知の通りである。しかも、近年、公立学校における子供の教育に関して、親の義務就学拒否権を認める判例（Yoder事件）や一般市民に対して合衆国憲法上保障される諸権利を学校内の生徒に対しても認める判例（Tinker事件）の出現を契機として、従来教育行政機関の裁量権内に包摂されるとみなされていた公立学校における教育内容の決定をめぐるても、合衆国憲法条項に規定される宗教・言論・表現の自由等を根拠とした親・教職員・生徒の権利を主張する動きが続出してきている。

そこで、本稿は、これら一連の動向を踏まえて、米国公立学校の教育内容の決定をめぐる出訴された教育判例を素材に、公立学校の教育内容の決定における関係当事者の権限内容を、連邦、州、地方、親、生徒、教職員の各レベルにおいて整理分析することにより、それら教育内容の決定における関係当事者間の今日的権限関係を明らかにすることを目的としている。

なお、本稿では、便宜上、「教育内容」を「公的機関によって児童・生徒に有効ならしめるコースあるいは教授プログラムそのものと、かかるコースあるいはプログラムを通じた教授目的、方法、活動、さらにはそこにおいて直接使用される教材」を含む「公的」カリキュラムと学校図書館図書のような直接的に上述カリキュラムに含まれない「非公定」カリキュラムに分けて論及している。

確かに、学校図書館図書のような教材は、直接的には上述「公定」カリキュラムに含まれ得ないが、かかる教材が教授過程を通して日々の教育実践に使用されていることを考慮すれば、その

決定が生徒の学習内容に間接的であるとしても影響を及ぼすことは必至であり、同教材の決定をめぐる権限関係の分析は、米国公立学校の教育内容の決定をめぐる権限関係の全体構造を明らかにする上で、必要不可欠であると考えられる。

【Ⅱ】 「公定」カリキュラムの決定をめぐる権限関係

(1) 連邦及び州のカリキュラム決定権

① 連邦レベル

一般に、公立学校カリキュラムの決定（選定や規制）に関する連邦の権限は、極めて小さい。しかしながら、普通、連邦の政府及び司法当局とも、学校の教授プログラムの設定及び運営を監視することには積極的ではないものの、時々、「連邦レベルにおける説得力ある努力が、地方学校に学校カリキュラムを変更修正させるためになされることもある」とされる。例えば、1950年代後半に、ソビエトの人工衛星スプートニクの打ち上げ後、国防教育法の成立を契機として、アメリカの学校が数学及び科学分野の教育に極めて大きな力点を置くようになったことなどは、その典型的事例であろう。このような社会的、政治的要因に基づく一時的な連邦の積極的関与は、現実としては存在するものの、恒常的状況とは言いがたく、むしろ数少ない事例ととらえるべきであろう。

教育判例上の視点から見た場合、学校カリキュラム内の所与の構成要素の合憲性あるいは合法性が問題化され、審理された事件においては、連邦の権限（連邦法）が司法当局によって肯定的に擁護されているようである。すなわち、連邦最高裁判所は、学校のカリキュラム内のある構成要素の設定が自由な言論を脅かす場合、合衆国憲法修正第1条の言論の自由を支持する態度を示しているし、¹⁾ また、学校のカリキュラム内の所与の構成要素が、合衆国憲法修正第一条の信教の自由と対立するようなケースにおいても同様な結論が示されている。

具体的には、連邦最高裁判所は、進化論の教授禁止を定めた州制定法²⁾と国旗への強制的敬礼及び忠誠宣誓の暗唱を含む教授実践を、それらの実践が生徒の宗教的信念と対立する場合、違憲であると判示しているし、³⁾ 宗教的行為としての聖書読解⁴⁾や主の祈り（the Lord's Prayer）⁵⁾の朗読も同様に違憲であるとの判断を示している。

このように、連邦レベルにおけるカリキュラム決定権は、社会的、政治的要因に基づく一時的な積極関与の形態はみられるものの、あくまで間接的手段によることが一般的であり、司法レベルにおける連邦の関与も、連邦法規定の明白な侵害が認定されない限り、カリキュラム内容に関する干渉は行なわない姿勢を保持しているようである。

② 州レベル

公立学校カリキュラムに関する連邦の規制が最小であるのに対して、教授プログラムの設定、規制に関する州の関与は、よりはっきりしているといえる。事実、州は、しばしば、英語のような特定教科⁶⁾や、あるいは憲法の命令規定を受けたようなその他の重要と思われる領域⁷⁾、に関する教授の重要性を強調している。州によっては、州教育委員会が公立学校教科書の選定、採択、及びしばしば無償供与を行なうことを規定した憲法を有しているところすらある。⁸⁾

憲法の命令規定によって学校カリキュラムを規制する権限の他に、州議会は、制定法によってカリキュラムを設定、規制する幅広い権限を保有している。⁹⁾ 州議会は、公立学校において教授されなければならないコースを規定する権限を有し、事実しばしばそれを行使している。¹⁰⁾ 準備されたコースに関する州の規則が存在する場合においては、それらは遵守されねばならないが、これらの規制は、その準備された内容に地方学区の活動を必ずしも限定するものではなく¹¹⁾、州制定法によって要求される内容以上のコースや活動もまた、教授プログラムに含まれることができるようになってきている。¹²⁾ 全米的に見た場合、公立学校カリキュラムを規制する州の権限は、地方学区のそれと比べれば、実際の教育活動（実践レベル）においては相対的に小さいかもしれないが、学校の教授プログラム内における統一採択教科書の使用に関する制定法規定へさえ拡張される場合もあり、¹³⁾ 公立学校における統一教科書の使用に関する州制定法が存在する場合、かかる教科書は、地方学区によって使用されなければならないことになっている。¹⁴⁾

このように、法論理上、カリキュラム事項に関する全権を有するのは、州であり、州は、制定法規定を通して全てのカリキュラム事項を決定し得ることとなっている。しかしながら、その実態は、各州間においてかなりの多様性を有するため一律には論ぜられないが、全体としては、その権限の多くを地方教育行政機関へ委任して、履行させている州が多く、カリキュラム事項に関する権限関係の上で、次節で論及する地方教育行政機関の役割が極めて重要であることが看取される。

(2) 地方教育行政機関のカリキュラム決定権

周知のように、米国における公立学校のカリキュラムに関する幅広い権限を有するのは、実態としては、一般に地方学区であるが、来述のごとく地方学区は、「教授プログラムに関する全ての憲法及び制定法規定に従う」法的義務を有するとされる。しかしながら、教授プログラムの設定や規制に関する具体的な制定法あるいは憲法規定が存在していない場合、地方学区は、所轄する学校によって準備されたコースの設定及び教材の、教育内容を承認し得ることとなっている。¹⁵⁾

一般に、司法当局は、地方学校制度上のカリキュラムを選定したり、規制したりする地方教育委員会の権限に干渉することを好まない傾向が強いようであり、¹⁶⁾ 制定法あるいは憲法上の命令規定がない場合、「地方教育委員会は、如何なるコースを提供するか、継続するか、あるいは中止するか決定において完全な裁量権を有している」¹⁷⁾ との判断を示している。

別の見方をすれば、地方教育委員会は、その教授プログラム中に、学区生徒の教育的福利に重要と考えられる教授コースを設定する自由を基本的に有しているが、かかる教授コースは、州の命令的カリキュラム規定と抵触してはならない訳である。¹⁸⁾ 例えば、高校卒業要件として要求される3カ年の数学学習を要求することを選択した地方教育委員会は、もしそれが州のカリキュラム関係法令に抵触しなければ、かかる要求を課す権限を有し得る。

カリキュラムを選定したり、規制したりする地方教育委員会の権限は、コースの勧告やコースオブスタディーの要求に限定されるわけではない。一般には、教科書及びその他の教材の選定方法が州憲法あるいは制定法に詳しく規定されているが、¹⁹⁾ 準備されるべき教科書及び教材に関する憲法あるいは制定法規定が存在しない場合、地方教育委員会は、教授過程において使用されるべき

教材の種類を決定する権限も有している。²⁰⁾

加えて、一般に、もし教職員、生徒、あるいは親が、地方教育委員会の特定教材の選定、排除、使用禁止に関して、その悪意に満ちた意図を確認することができなければ、裁判所は、地方教育委員会が行なう教科書及び教材の選定過程に干渉することはほとんどないようである。²¹⁾

この点に関しては、学校図書館教材の採用問題を含むとともに、カリキュラム中に含まれる教材に関する地方教育委員会の権限に言及したピコ事件判決が、²²⁾カリキュラム事項の規制に関する教育委員会の権限をより詳しく説明している。すなわち、図書館図書も含み、もし学校の教科書や教材が、当該生徒たちにとって下品、教育的に不適合、あるいは不適性と考えられることを理由として、地方教育委員会により排除されるものであれば、教材が設定された評価基準に基づいて排除される限り、教材の排除は、地方教育委員会の裁量権の範囲内にあると考えられる。しかしながら、教材排除に関する教育委員会の動機が、委員個人の好み、信念、政治的立場、あるいは哲学に基づくものであるならば、かかる排除は、不当であり、違憲であるとの見解が示されている。

現実において、地方教育委員会がカリキュラムの設定及び規制に幅広い権限を保有している所以は、「一般に、地方の統治委員会の方が、州あるいは連邦の政府よりも地方の教育要求を査定、評価する上で、よりよい立場にある」²³⁾との伝統的考えに由来していると言われている。

(3) 教職員のカリキュラム決定権

地方教育委員会が、カリキュラムの選定および規制に幅広い権限を保持するとともに、教科書及びその他の教材の選択に関する権限行使においても極めて大きな裁量権を保有している一方で、その教材の管理および規制に関して地方教育委員会がその権限を行使し得る程度は、その規制が教職員メンバーの権利と対立する場合、より不確定の感を増しているようである。

一般に、教育判例上にみる教職員側の主張は、連邦憲法上保障される「学問の自由の概念は、教師に対してコースの内容、教材、教授方法に関する決定を行なう権利を付与している」との立場をとっており、²⁴⁾確かに、かかる見解は、判例上一定の範囲において、かなりの妥当（有効）性を獲得してきている。

逆に、地方教育委員会側は、生徒の福利を促進しようとする際、教育委員会は教室内の教授における教職員メンバーの種々の決定を検査、再検討しなければならないとの立場をしばしば信奉している。²⁵⁾確かに、「教職員メンバーは、教育現場の担当者として適切な教材及び方法論の選定、使用に関し、とりわけそのような決定に関する教育委員会方針が教師に何等示されていない場合、何等かの決定資格を所有している」との見解は一定の有効性を有し得ると考えられよう。²⁶⁾事実、裁判所は、全てのカリキュラム事項を規制する地方教育委員会の権限を従来通り基本的に承認する一方で、「明らかに示された教育目的を達成する」ための教授方法論及び教材の選定に関する教職員メンバーの権利も承認、支持しているようである。²⁷⁾

結局のところ、教科書の選定あるいは教授方法論に関する教職員メンバーと教育委員会との論

争が生じた場合、その論争の結果を決定する最も重要なものの一つは、受容可能で教育的に健全と考えられる教材及び方法論と受容不可能でかつ効果的でないと考えられる教材及び方法論をはっきり明示する地方教育委員会政策の有無であると思われる。

例えば、この問題の典型的ケースと考えられるKeefe事件を見てみると、本件は特定教師が低俗性を有する特定雑誌記事を使用しているとの保護者の申し立てに対する地方教育委員会の当該教師停職処分が問題とされた事件であるが、原告教師は、教育委員会の行為が彼の学問の自由を侵害したとの理由で処分差止命令の発給を求めて出訴した。かかる低俗性を有する雑誌は教室内の使用においては受容不可能であるとの注意を教師に対して行なう教育委員会政策の欠如を理由に、第一巡回区裁判所は、教職員メンバー側の立場を支持した。²⁸⁾ 教師の復職もまた、地方教育委員会が教科書、教授方法、教材の選定における教育委員会と教師の役割に関する教育委員会方針を明示していなかったために、認められた。

しかしながら、逆に、地方教育委員会が教材及び教育実践に関する自らの立場を明示していたケースにおいては、教師の免職が支持されているケースも存在しており、²⁹⁾ これらの事件から判断するに、地方教育委員会は、「適性手続」の観点から、教師に対し適切、不適切な教科書、教授方法、教育実践、その他の教材に関する明文化された政策を告知、展開することが求められている点を指摘することができよう。

このように、教職員メンバーは、教材や教授方法の選定及びその使用における分野において一定の裁量権を有している一方で、地方教育委員会もまた同分野を含む事項において教師の行動を合法的に制限し得ることが明らかとなったが、当然のことながら、教師自らが適切と考える方法で選択した教材によって教授する教師の学問の自由は、所与のコースや学習プログラムをほとんど履修しない関係のない教材を教職員メンバーが導入し得る資格を意味するものではなく、³⁰⁾ 教師の教材及び教授方法に関する使用については、教授されるべきコースと関連しななければならないことはいうまでもない。³¹⁾ 加えて、もし教授プログラムの一部として教師によって採用された教材及び教授方法が、一般に教授過程あるいは学校システムに対する重大な破壊の脅威と地方教育委員会によって見なされるならば、地方教育委員会は、合法的にカリキュラム及び教授活動に関するその最終的権限を行使することができるかとされている。³²⁾ 最終的に、裁判所は、教職員メンバーの教材及び教授方法に関する適切性を判断する際、広く一般の地域社会における基準が地方教育委員会によって勘案され得ることを承認しているといえよう。³³⁾

(4) 生徒のカリキュラム決定権

前述のように、司法当局は、一定の範囲内において教職員の学問の自由の原理を支持しているようであるが、同時に、生徒の学問の自由の一形態と考えられる「学習の自由」もまた同様に支持している。³⁴⁾ 学習の自由は、生徒に与えられた学校カリキュラムの選定及び規制に関する権利の重要素であると考えられている。例えば、Brooks事件やFerrell事件判決において、司法当局は、「もし演説者の演説が秩序破壊を引き起こすとの明白な証拠が存在していなければ、学校当局はキャンパスにおいて演説者が演説することを禁止し得ない」と判示しているが、かかる判

決は、事実上、学校の管理当局による不当な制限を受けることなく、教職員及び生徒の学習の権利を法認した事件として注目されよう。³⁵⁾

もちろん、生徒の学習の自由が、裁判所によって基本的に承認されている一方で、カリキュラムの選定及び規制に関係する事項に関する限り、前述の教職員の場合と同様に、かかる自由には当然ながら一定の制限が存在しているのも事実である。例えば、Pratt事件において、裁判所は、地方教育委員会が行なった“The Lottery”（宝くじ、運）という短篇小説の映画版の排除が修正第一条の言論の自由を侵害するかどうかを審理しているが、³⁶⁾ 地方教育委員会の権限に関する結論の中で、第八巡回区控訴裁判所は、以下のような点を指摘している。すなわち、同裁判所は、第一に、「一般にカリキュラム事項を規制する教育委員会の権限及び裁量権は存在しているが、教育委員会がカリキュラムから特定の教材を排除する絶対的権限を有しているわけではなく、言論の自由を侵害したかどうかの判断においてフィルム排除の教育委員会側の動機が極めて重要である」こと、次に、本件の場合、教育委員会がその決定を下す際に、教育目的を促進するという視点からの教材の不適合性ではなく、フィルムのイデオロギー的、宗教的テーマが不快であるとの一部市民の申し立てに基づいていたため、教育委員会は「生徒の情報入手権」に干渉する「実質的かつ合理的」根拠を確立していなかったこと³⁷⁾ である。従って、この脈絡からいえば、もし教育委員会が教材排除の決定をフィルムの教育的健全性に関する正当な理由に基づいて行なっていたとすれば、裁判所が地方教育委員会側に不利な判決を下したかどうかは極めて疑問であると考えられ、この点は、生徒側の学習の自由要求に対する一定の制約となろう。

地方教育委員会がカリキュラムから特定教材を合法的に排除し得る所与の特定条件は、「排除教材が達成することを意図されていた同じ教育目的を他の教材でも生徒をして達成させることができるかどうか」である。例えば、Seyfried事件において、その性的内容から公立高校には不適切であるとの理由で、ミュージカル“Pippin”という演劇の上演を取り消すとする教育長の判断を地方教育委員会が支持した点に関して、第三巡回区控訴裁判所は、教育委員会の行為は生徒の学習する権利と抵触しないと判示している。³⁸⁾ 同裁判所は、演劇の上演は当然ながら学校カリキュラムの一部であり、「与えられるべき芸術作品の選定は、これまで司法が教育者の専門的意見に委ねてきたコース・カリキュラムや教授過程の選定と原理的には異なるものではない」との判断を明示するとともに、生徒は「歴史のコースにおいて特定の部分、あるいは特定の時代だけを学習する」修正第一条の権利を有しているわけでもなければ、他のより適切な作品が利用され得る場合に、特定の演劇作品に参加する修正第一条の権利を有しているわけでもないとの見解を提示している。³⁹⁾

このように、カリキュラムの決定に関する生徒の権利は、教育委員会の専断的価値観に基づく、換言すれば、「実質的かつ合理的」基準に基づかないカリキュラム設定に対する拒否権としてのみ法認されるにとどまっており、自らの要求を直接カリキュラム内に設定し得る権利としてまでは確定されていないようである。

(5) 親のカリキュラム決定権

カリキュラムの選定及び規制に関する最終的責任を論ずる場合、最も論争的事項の一つとして、常に親の果し得る役割の問題が惹起されている。伝統的に判例上では、親の最も基本的権利の一つとして修正第14条によって保障される権利が、ある一定の制限の下、子供の学習する内容を選定する親の権利として支持されてきているようである。⁴⁰

一般に、子供の教育における利益は、親の方が州よりも極めて強く有しており、あるいは有すべきであるとの伝統的考えが支持されているためか、裁判所はかかる権利保護を保障してきている。⁴¹

しかしながら、たとえ子供が享受させられるカリキュラム中における「子供の教育に関する親の正当な利益」が広く承認されてきているとはいえ、⁴² 学校カリキュラムの選定及び規制に関する親の権利には一定の制限が存在していることもまた事実である。例えば、親は、目下のところ、教授プログラムの一部ではない特定コースをカリキュラム中に加えたり、組み込んだりすることを要求する権利は有してはいないようである。⁴³

さらに、一定の条件下では、子供の福祉に関する州の利益の方が子供が学習する内容を親が選定、管理する権利要求よりも勝っている場合もある。例えば、Cornwell事件は、公立学校における性教育に反対する親によって出訴されたものであるが、裁判所は、学校の教授プログラムに対する親の合法的関与権を認めたものの、本件の場合、かかる親の権利よりも子供の健康及び福利に関する実質的便益を州が有していると認定しているし、Bellotti事件においても、連邦最高裁判所は、子供の福利に関する親の権利が絶対的なものではなく、場合によっては州の便益にその地位を譲らなければならないと判示している。⁴⁴

しかしながら、宗教的理由に基づく性教育への異議申し立てのような、学校カリキュラムの所与の構成要素に対する親の異議申し立てが法認されるような場合は、教育委員会は、親の懸念を軽減する「免除制度」(excusal system)を設立することができるようになっている。⁴⁵ 同様に、体育のコースにおいて着用される服装に関しても、一般にそれは健康及び安全という観点から準備されているが、生徒は、宗教的理由に基づきより控えめな、おしとやかな(modest)服装を着用する自由を有しているとされるし、⁴⁶ あるいは他の生徒によって着用された服装の回りにいることすら異議が唱えられる場合は、出席を免除されることもできるとされている。⁴⁷ その他の判例においても、宗教的理由によるコースの履修拒否権が認められているようである。⁴⁸

時々、親は、特定教科書が彼らの宗教的、道徳的信条と対立する内容を含んでおり、従って合衆国憲法修正第1条の下保障される彼らの権利を侵害しているとの理由から、かかる教科書の学校内における使用を禁じることを求めている。裁判所は、基本的に「修正第1条は、宗教的に関して何一つ学校では教えられない、あるいはいかなる宗教に対しても不快なことは何一つ学校では教えられないということまで保障しているわけではない」との見解を提示してはいるが、⁴⁹ 事実上、特定教科書が訴訟当事者の宗教に何等かの負担、苦しみを及ぼす場合、もし学校が当該教科書の使用要求に関して必要不可欠な理由を提示できなければ、問題の生徒に対して他の図書を利用する手段を講じることを認めることもできるようである。⁵⁰

このように、カリキュラム決定に関する親の権利は、主に関係当事者の宗教的理由に基づく履拒否権としては、概ね法認され、定着した法原理ととらえられるが、生徒の権利と同様に、自らの要求を直接カリキュラムに設定し得るほどの積極的権利としては確定されていないといえよう。

【Ⅲ】 「非公定」カリキュラムの決定をめぐる権限関係

近年、「非公定」カリキュラム、とりわけ学校図書館において活用される教材を選定、検閲する地方教育委員会の権限に対する訴訟事件が急増してきているが、このことは、従来、地方教育委員会がカリキュラム事項に関して保有するとみなされていた合法的管理権限に対する親、教職員、さらには生徒自身の教育内容に関する権利主張の顕在化と考えられる。

繰り返し述べてきたように、確かに地方教育委員会は、学校カリキュラムを選定、規制、評価する権限を有しているが、本節で取り扱う学校図書館教材の選定、検閲問題に関する限り、上述異議申し立て者（親、教職員、生徒）らの主張は、合衆国憲法上保障される諸権利を盾として、極めて先鋭的対立状況を呈してきている。具体的には、学校図書館から教材を排除したり、カリキュラムリストから特定図書を削除したりする教育委員会の行為が、合衆国憲法修正第1条の権利侵害に当るかかどうかという点に、論争の関心は集中しているようである。

学校図書館教材の検閲が報告される事件が、極めて多いためか、アメリカ図書館協会（the American Library Association）は、学校及び公立図書館司書に対して送付している時事通信の中で蔵書として再検討が望ましい図書のリストを公示している。⁵¹ また、全米国語教員協議会（the National Council of Teachers of English）の調査でも、⁵² 論争的な図書として上げられている書物だけではなく、これまで中学及び高校生によって読まれてきた標準的“古典”にも関心を示す親がでてきていることを示すとともに、親の関心がフィルム、その他の視聴覚教材、雑誌、学生新聞など、学校図書館じゅうの教材に向けられてきていることをも指摘している。

このように、近年米国の公立学校においては、生徒の親が生徒によっていかなる図書が読まれるべきかに強い関心と不満を示してきていることが、かかる問題における訴訟事件の急増を促す直接的要因となっていると考えられる。

そこで、本分野において最も重要な判決と考えられる、連邦最高裁判所が初めて具体的憲法判断を示した、ピコ事件判決を中心に、同判決前の判例状況も合わせて整理しつつ、権限関係の構造をみてみることにする。

（1） 連邦最高裁ピコ事件判決以前の権限関係

先にも述べたように、司法当局が問題の解決を求められている検閲事件のほとんどは、特定の図書館図書あるいはその他の教材に関する禁止措置が修正第一条の保護規定を侵害するかどうかの問題に集中している。⁵⁴ 以下、関係事件を概観してみたい。

① 教育委員会の権限を支持した判例

学校図書館教材に関する最も初期の典型的事件の一つに、President Council事件がある。⁵⁵⁾ 同事件において、第二巡回区控訴裁判所は、中学校図書館からDown These Mean Streetsという図書を排除した地方教育委員会の決定を審理した際、同委員会決定は修正第一条の保護規定を侵害していないと判示し、学校図書館図書のコレクションの決定に関する責任は、ニューヨーク州法の下、地方教育委員会にあると認定した。同裁判所は、さらに、地方教育委員会の検閲行為は、教師が教室における当該図書に関する議論を行なうことを妨げておらず、また教室外の読み物として生徒に指定することも妨げていないので、当該図書の検閲は、教師の言論の自由を侵害していないこと、さらには、「時代遅れの、あるいは的外れの、あるいは当初より不適切に選定された図書は、たとえ如何なる理由であれ、最優先位の選定権限を付与された機関によって排除され得る」との見解も提示した。⁵⁶⁾

第十巡回区控訴裁判所もCary事件において同様に、第二巡回区控訴裁判所によって採択された基本的立場を踏襲している。⁵⁷⁾ 本件は、地方教育委員会が国語教師らによって準備された図書リストから10冊の図書を排除する決定を行なったため、同教師らが、教育委員会の決定は単に委員会メンバーの個人的価値観にもとづいてなされたに過ぎないとして、同委員会の決定を彼ら教師の学問の自由の侵害行為として出訴したものである。同事件において、第十巡回区控訴裁判所は、教育委員会の決定における地域社会の価値観を教育委員会は反映し得るとの理由から、教育委員会側の立場を支持するとともに、教室において教師が当該図書、あるいはそこに含まれている思想について議論する自由がまだ十分に保障されていることを観がみれば、教師らによって準備されたりリストから10冊の図書を排除した委員会の行為によって、教師の学問の自由が侵害されたとは言いがたいと判示した。⁵⁸⁾

第七巡回区控訴裁判所も、1980年のZykan事件において同様の判決を提示している。⁵⁹⁾ 本件は、教育委員会が特定の教科書を排除するとともに、特定国語教師の授業において使用されていた数冊の図書の使用を禁止したために、原告生徒らにより出訴されたものである。原告生徒らは、「当該図書が教育的価値の欠如ではなく、教材の内容が委員会メンバーの社会的政治的、道徳的価値観にそぐわなかったために、教育委員会の行為がなされた」として、教育委員会行為を彼らの「学問の自由」の侵害であり、知識の自由な交換を妨げるものと主張した。⁶⁰⁾

同裁判所は、被告教育委員会側に好意的結論を提示する中で、教育委員会の教材排除は、「憲法上の要求レベルにまで達するものではない」とした上で、原告が主張する憲法上の要求を証明するためには、原告は、教育委員会の教材排除行為が「硬直化した排他的教化」の意図で行なわれたことを立証しなければならないと判示した。⁶⁰⁾ すなわち、本件においては、正当な憲法上の要求に関した基準適用の場合、修正第一条の権利侵害の基準は、教育委員会の決定が委員会メンバーの価値観に基づいてなされたとするだけの原告主張によっては満たされないとの判断を示したわけである。

② 教育委員会の権限を制限した判例

1976年、第六巡回区控訴裁判所は、教師によって教科書及び図書館教材に使用されるべきものとして推薦された特定図書を排除した教育委員会の権限が争訴されたMinarcini事件において、

異なる立場を取っている。⁶¹⁾ 本件において、教育委員会側は、「問題とされた行為は、地方教育委員会にその権限を行使することを認めたオハイオ州法に基づいたものである」として、その合法性を主張したが、控訴裁判所は、「一度地方教育委員会が学校図書館を設置する決定を下したのであるならば、同委員会は、かかる図書館において活用されるべき様々な教材の必要条件を、単に委員会メンバーの社会的、政治的価値感のみに置くことはできない」とした上で、「教育委員会メンバーが“不快”と判断した学校図書館図書は教育委員会が検閲、排除する権限を有している」と同委員会は意識していた点を重視し、教育委員会の行為は、教師及び生徒の修正第1条の権利侵害であると認定した。同裁判所は、学校図書館からの図書の単なる排除だけでは、言論の自由侵害とはみなされないとしながらも、本件のような図書の内容に対する委員会のメンバーの価値観に基づく異議申し立ての結果としての排除行為は、「教室における議論の自由と生徒の学習の権利に一定の負荷」を負わせることとなり、言論の自由が侵害されたと判断したのである。⁶²⁾

第一巡回区内の二つの地方裁判所も、同様に学校図書館から図書教材を排除する教育委員会の権限に制限を課している。マサチューセッツ地方裁判所は、教育委員会が不快テーマ、あるいは好ましくない言葉とみなしたことを理由に、同委員会が図書館から特定図書を排除する決定を下した際、修正第1条の権利侵害が存在すると認定しているし、⁶³⁾ 同様に、ニューハンプシャー地方裁判所も、特定人物にとって不快であるとの理由に基づく学校図書館からの雑誌“Ms”の排除は、合法的ではあり得ないと判示している。⁶⁴⁾ これらの判例では、教育委員会が、教材排除における「実質的、合法的統治利益」(substantial and legitimate government interest)を立証していかなければ、同委員会の行為は、憲法上、弱い立場にあるとの見方が採用されている。

(2) 連邦最高裁ピコ事件判決にみる権限関係

事件の概要は以下の通りである。ニューヨーク州アイランド・トリー第26学区教育委員会は、「反アメリカ的、反キリスト教的、反ユダヤ的、そして明らかに下品な」多くの図書を発見したため、学区内中学校及び高校の図書館からかかる図書を排除する命令を下した。これに対して、生徒のグループは、かかる教育委員会の行為が、当該図書の社会的、政治的、道徳的テーマに対する同委員会メンバーの不快感を理由としたものであり、原告生徒らの修正第1条の権利を否定するものであるとして、出訴した。地方裁判所は、教育委員会側に好意的な略式判決を下し、教育委員会の保守的教育哲学に基づく同委員会の行為権限を支持した。⁶⁵⁾ 第二巡回区控訴裁判所は、2対1の判決の中で、地方裁判所の判決を破棄し、生徒側の主張に関する審理のやり直しを命じ、下級審へ差し戻す判決を下した。しかしながら、第二巡回区控訴裁判所は、教育委員会の再審理請求に対する陪審員意見が5対5に分かれたために、先の判決が保留状態に陥った。そこで、教育委員会側は、事件移送命令書(certiorari)の発給を求めて、連邦最高裁判所へ上訴した。

連邦最高裁判所は、五対四の判決の中で、事実のより詳しい認定のために事件を差し戻す判断を下したが、その後の事件を拘束し得る法廷意見(majority opinion)においてその決定をなすほどの裁判官の同意数を獲得できなかった。Marshall, Stevens, Blackmanの各判事とともに多数意見(plurality opinion)を書いたBrennan判事自身は、単に図書館教材を排除する教育

委員会の権限に関するものとして、本件における問題の限定的範囲を一部主張したが、多数意見自体は、図書の調達やカリキュラムの開発のような末梢的問題として論じることを拒否し、代りに、本件における問題を以下の点に集約している。すなわち、修正第一条は、図書館図書を排除する教育委員会の権限を制限するかどうか、そして、もう一つは、当該教育委員会は、事実、かかる制限範囲を超えていたかどうか、である。

多数意見は、地方教育委員会による教育の地方運営（local control）の重要性を再確認する一方で、同意委員会の権限は、全く自由に行使することができるわけではないことを明示している。そればかりか、Brennan判事は、「生徒の修正第1条の権利は、学校図書館からの図書の排除によって直接的に、かつはっきりと関連させられ得る」とした上で、憲法上保護された言論の自由から自然発生的に生じる派生物として、「情報入手権」の存在を提示している。その理由は、彼によれば、「情報入手権」の行使を通してのみ、生徒は、自らの言論、出版、及び政治的自由の権利を有意義に行使し得るからであるとされる。このように、多数意見は、先ず「教育委員会は、学校事項を管理する裁量権を確かに有する一方で、かかる権限は、修正第1条によって保障された諸権利に抵触しない方法で行使されなければならない」との基本的姿勢を明確にしている。

次に、教育委員会の権限に対する修正第1条の制限に関する程度範囲を決定する際、多数意見は、以下の二つの基準を示している。すなわち、「教育委員会の図書排除の意図が、教育委員会の考えに反する思想を生徒が入手することを阻むことであったかどうか」と、「かかる意図がその決定を行なう上で“決定的要因”であったかどうか」である。そして、もし上述の状況下における教育委員会の裁量権行使がなされたとするならば、それは憲法違反となるというものであった。しかしながら、「もし申し立て者（教育委員会）が問題の図書が広範囲に下品であることを理由に図書排除の決定を行なったならば、あるいは、排除の決定が問題の図書の教育的適格性のみに基づいてなされたことが立証されるならば」³⁵⁾、違憲的動機は見い出され得ず、排除は認められ得るとする教育委員会の基本的権限に配慮した考えも合わせて示している。⁶⁹⁾

以上みてきたように、「非公定」カリキュラムの決定をめぐる分野における権限関係は、ピコ事件以前においては、地方教育行政機関の決定権を全面的に支持する判例と教師、生徒の連邦憲法上の権利を尊重して事実上教育行政機関の権限に一部制限を課した判例に分かれていたため、確定的状況になかったが、ピコ事件判決において連邦最高裁判所が、最終的に後者の立場を踏襲する姿勢を取ったことにより、「非公定」カリキュラムの分野においても、教育行政機関は、その決定にあたり、正当な教育的価値、基準に基づいて、教師、生徒の憲法上の権利侵害に当らぬ配慮が要求されることとなったといえよう。

【IV】 結 語

以上、公立学校の教育内容の決定をめぐり出訴された教育判例を素材に、公立学校の教育内容の決定における関係当事者の権限内容を、連邦、州、地方、教師、親、生徒の各レベルにおいて整理分析し、それら関係当事者間の権限関係を概観してきた。それによると、それら権限関係は、およそ以下のように集約できよう。

先ず、「公定」カリキュラムに関しては、連邦レベルの場合、国家防衛教育法や初等中等教育法、さらには全障害児教育法などの制定に見られるように、連邦立法府の積極的教育関与は実態として存在するものの、教育内容の決定をめぐり出訴された教育判例上のみを限り、積極的な連邦の決定権ないしは関与権は看取されず、公立学校の教育内容に対する連邦レベルの干渉は、ほとんど見出しえない。ただ、連邦法上の明白な権利侵害が認定される場合に限り、それら権利保護の立場から、連邦司法府が教育内容に事実上一定の制限を課している程度である。法論的にみても教育に関する権限が連邦に付与されていないこともあってか、公立学校の恒常的教育内容の決定をめぐる連邦の直接的関与度は、極めて少ないとみるべきであろう。

これに対して、州レベルの教育内容に対する直接的決定権は、極めて大きく、法論的には、州が教育内容の決定権を含み、全ての教育権能を基本的に付与されている主体である。従って、州は、憲法条項規定に違反しない限り、あらゆる教育内容をも決定し得るといえる。しかしながら、その具体的権限の行使は、全米的に見た場合、来述のごとくその多くを州の機関としての地方教育行政機関に委任して履行させる場合が多く、実態としては、地方教育行政機関が州の出先機関的役割を担っている。すなわち、地方教育行政機関は、本来、同機関固有の教育権能として、教育内容決定権を保持しているのではなく、法論的には、その全てが州によって委任された権限にすぎないわけであり、このような州と地方教育行政機関の関係構造からか、教育内容の決定をめぐり出訴された事件に関するかぎり、地方と州の対立関係は判例上ほとんど看取されない。

地方教育行政機関による公立学校の教育内容決定権は、先にも述べたように、実態として最も大きなものであり、判例上、このことは確定された原理である。換言すれば、このことは、地方教育行政機関が実質的な教育内容決定権行使の中心であることを意味するものであろう。しかしながら、かかる地方教育行政機関の権限は、絶対的なものではなく、およそ以下の三点の条件を満たしていなければならない。すなわち、第一に、かかる決定は、法論的にはその上位機関である州の意志、具体的には州の定める制定法規定に違反しないこと、第二に、かかる教育内容の決定に際して、その決定が独断的判断ではなく、地域社会を代表するに足る「正当な教育的価値基準に基づいていること」、第三に、かかる決定の際、地方教育行政機関は、「適性手続」の観点から、明文化された方針の提示を必要とされることである。具体的には、教授、使用されるべき教育内容、教材の明示、あるいは、されるべきではない教育内容、教材の明示が求められている。この三点を遵守する限り、地方教育行政機関の公立学校における教育内容の決定に対して、その不当性を認定した判例は存在していないようである。

教師の教育内容決定権に関しては、一般に、教師の「学問の自由」を根拠とした権利主張がなされているが、関係判例を見る限り、かかる「学問の自由」を直接否定する判例はなく、教師の「学問の自由」は一定法認された原理ではある。しかしながら、現実には、前述の地方教育行政機関の教育内容決定が、先の三点を遵守してなされている限り、その決定を覆すほど優先順位の高い権利、あるいは地方教育行政機関のそれと同位の権利としては認定されていないようである。換言すれば、関係判例上、教師の「学問の自由」が認定される場合は、結果として地方教育行政機関の教育内容決定に何等かの不備が存在した場合、すなわち先の三点のいずれかが条件として

満たされていない場合に限られており、地方教育行政機関の決定権限と比べれば、相対的に劣位にあるといえる。従って、当然のことながら、地方教育行政機関が上述所定の手続を踏んで、一定教育内容の教授を要求する場合、教師はこれを拒否することはできないし、かかる教育内容教授の要求に抵触するような教育内容を準備、教授することも許されない。教師の支持する教育内容が校内秩序に破壊的脅威と認定される場合も、また同様である。教師が独自の教育内容を準備、教授し得るのは、せいぜい、地方教育行政機関が何等の教育内容も準備しなかった場合か、あるいは、地方教育行政機関が上述三条件を満たしていないと認定される場合、さらには、地方教育行政機関の要求する教育内容に抵触しない程度での裁量の範囲内でしかないようである。

△ 生徒の教育内容決定権に関しては、教師の「学問の自由」同様、生徒の「学問の自由」の一形態である「学習の自由」を根拠とする権利要求が主張されており、かかる権利を直接否定する判例は存在はしない。しかしながら、かかる権利は、教師の場合と同様に、地方教育行政機関の適切なる教育内容決定を覆すほど優先順位の高い権利、あるいは地方教育行政機関のそれと同位の権利としては法認されていないようである。あくまで、かかる権利主張に基づく生徒の学校教育内容への関与が法認されるのは、結果として、地方教育行政機関の決定が、専断的価値観に基づいた、換言すれば、「実質的かつ合理的」基準に基づかないと認定される場合に限られており、しかも、それは、自らの教育要求を直接学校教育内容内に設定し得るほどの権利としてではなく、地方教育行政機関の教育内容決定に対する異議申し立て権にとどまっている程度である。従って、生徒の教育内容決定権の範囲・程度は、教師のそれよりは、さらに限定された状況に限られているといえる。

親の教育内容決定権に関しては、以前より、「子供の教育に対する正当な権利」として一定法認された原理として確立されている。しかしながら、かかる権利も絶対的なものではなく、子供の全般的福祉に関する州の利益の方が親のそれよりも優先される場合もある。一般に、学校教育内容に対する親の権利が法認されるケースは、当該親の宗教的理由に基づいた履習拒否権に限られるようである。逆に言えば、地方教育行政機関は、その要求する教育内容が、親の宗教的信条を侵害すると認定されない限り、当該生徒に対しても一定教育内容の履習を要求し得るといえる。いずれにせよ、親の教育内容決定権も、自らの教育要求を直接学校教育内容に設定し得るほどの権利としてではなく、あくまで、その宗教的理由に基づいた履習拒否権としてのみ認められているにすぎない。

「非公定」カリキュラムに関する領域についても、基本的には、来述してきた「公定」カリキュラムの場合と同様に、学校教育内容決定の主体が地方教育行政機関であることを確認しており、教師、生徒の教育内容決定権が法認されるのは、かかる地方教育行政機関の決定に何等かの問題がある（その決定が極めて独断的であり、かつそのことが内容決定の実質的決定要因である）場合に限定されている。従って、「非公定」カリキュラムの領域における教師、生徒の教育内容決定権も、かかる教育内容をそれら固有の絶対的権利として直接設定し得るほどの権利としてではなく、あくまで、地方教育行政機関の不当な教育内容決定に対する自己防衛的「異議申し立て権」として認められているにすぎないといえよう。

【註】

- 1) Meyer v. Nebraska, 262 U. S. 390 (1923).
- 2) Epperson v. Arkansas, 393 U. S. 624 (1943).
- 3) West Virginia State Board of Education v. Barnette, 319 U.S. 624 (1943).
- 4) Engel v. Vitale, 370 U. S. 421 (1962).
- 5) School District of Abington v. Schempp, 374 U. S. 209 (1963).
- 6) 例えば, アリゾナ州憲法 (XX, 7), ルイジアナ州憲法 (XI, 12), ミシガン州憲法 (XI, 9), ネブラスカ州憲法 (I, 27) などにそれら規定が看取される。
- 7) オクラホマ州憲法 (XⅢ, 7) やヴァージニア州憲法 (IX, 137) では, 農業科の教授が公立学校カリキュラムに含まれることが規定されている。
- 8) カリフォルニア州憲法 (IX, 7) やノースカロライナ州憲法 (IX, 9), さらにはニューメキシコ州憲法 (XX, 17), オクラホマ州憲法 (XⅢ, 6) などに, これらの規定がみられる。
- 9) M.Nolte, *Guide to School Law 193* (1969).
- 10) L. Peterson, *The Law and public School Operation 375* (1968) .
- 11) L. Peterson, *The Law and Public School Operation 376* (1969) .
- 12) Smith v. Consolidated School District No.2, 408 S.W.2d 50 (Mo. 1966) .
- 13) L. Peterson, *The Law and Public School Operation 375* (1968) .
- 14) Schlake v. Board of Education of Ft. Thomas, 42 S.W.2d 526 (Ky. 1931) .
- 15) E. Gee, *Education Law and the Public Schools: Compendium I—5* (1978) .
- 16) State v. Board of Education of City of St. Louis, 233 S.W.2d 697 (Mo.1950) .
- 17) L. Peterson, *The Law and Public School Operation 380* (1968) .
- 18) Security National Bank v. Bagley, 210 N.W.947 (Iowa 1926) .
- 19) E. Gee, *Education Law and the Public Schools: A Compendium T—22* (1978) .
- 20) Moore v. Millsap, 130 Mo. App. 683, 108 S. W. 1133 (1908).
- 21) Rosenberg v. Board of Education of New York, 196 Misc. 542, 92 N. Y.2d 344 (1949) ; Williams v. Board of Education of Kanawha, 388 F. Supp. 93 (S. D. W. Va. 1975).
- 22) Board of Education v. Pico, 457 U. S. 853, 102 S. Ct. 2799, 73 L. Ed. 2d 435, 4 Educ. L. R. 1013 (1982).
- 23) James A. Rapp, *Education Law*, § 11.02, Curriculum & Teaching Methods 11-19.
- 24) *Ibid*, § 11.01, Academic Freedom, 11-21.
- 25) N. Cambron-McCabe, "School Board Censorship: Library Books and Curriculum Materials," *School Law in Changing Times 84* (1982) .
- 26) Keyishian v. Board of Regents, 385 U. S. 589, 87 S. Ct. 675, 17 L. Ed. 2d 629 (1967) ; Keefe v. Geanakos, 418 F. 2d 359 (1st Cir. 1969) ; Parducci v. Rutland, 316 F. Supp. 352 (M. D. Ala. 1970) ; Dean v. Timpson Indep. School Dist., 486 F. Supp. 302 (E. D. Tex. 1979).

- 27) N. Cambron-McCabe, *op. cit.*
- 28) Keefe v. Geanakos, 418 F. 2d 359 (1st Cir. 1969).
- 29) Dale v. Board of Education, Lemon Independent School District, 316 N.W. 2d 108 (1982).
- 30) Simon v. Jefferson Davis Parish School Board, 289 So. 2d 511 (La. Ct. of App. 1974).
- 31) Brubaker v. Board of Education, 502 F. 2d 973, (7th Cir. 1974), *cert. denied* 421 U. S. 956 (1975).
- 32) Tinker v. Des Moines Independent Community School District, 393 U. S. 503, 89 S. Ct. 733, 21 L.Ed. 2d 731(1969) ; Wilson v. Chancellor, 418 F. Supp. 1358 (D. Or. 1976) ; Kingsville Independent School District v. Cooper, 611 F. 2d 1109 (5th Cir. 1980).
- 33) Adams v. Campbell County School District, 511 F. 2d 1242 (10th Cir. 1975).
- 34) James A. Rapp, *op. cit.*, 11-13.
- 35) Brooks v. Auburn University, 412 F. 2d 1171 (5th Cir. 1969) ; Ferrell v. Dallas Independent School District, 392 F. 2d 697 (5th Cir. 1968).
- 36) Pratt v. Independent School District No. 831, 670 F.2d 711(8th Cir. 1982).
- 37) *Ibid.*, at 774.
- 38) Seyfried v. Walton, 668 F.2d 214 (3d Cir. 1981) .
- 39) *Ibid.*, at 218.
- 40) Grove v. Mead School District No 354, 753 F. 2d 1528, 22 Educ. L. R. 1141 (9th Cir. 1985) .
- 41) E. Gee, *op. cit.*, A Compendium I -8 (1978).
- 42) People ex rel. Vollmar v. Stanley, 81 Colo. 276, 255 P.610 (1927).
- 43) Trustees of Schools v. People, 87 Ill. 303 (1877).
- 44) Cornwell v. State Board Education, 314 F. Supp. 340 (D. Md. 1969); Bellotti v. Baird, 443 U. S. 622, 99 S. Ct. 3035 (1979).
- 45) Citizen for Parental Rights v. San Mateo County Board of Education, 51Cal. App. 3d 1 (1975).
- 46) Mitchell v. McCall, 273 Ala. 604, 143 So. 2d 629 (1962).
- 47) Moody v. Cronin, 484 F. Supp. 270 (C. D. Ill. 1979).
- 48) Spence v. Bailey, 465 F. 2d 797 (6th Cir. 1972).
- 49) Williams v. Board of Education, 388 F. Supp. 93 (D. W. Va. 1975).
- 50) Mozert v. Hawkins Coun Public Sjhools, 765 F. 2d 75 (6th Cir. 1985).
- 51) *Newsletter on Intellectual Freedom, American Library Association Intellectual Intellectual Freedom Committee, 31* (July 1982) .

- 52) J. Davis, "Dealing with Censorship," *National Council of Teachers of English*, 18 (1977).
- 53) 例えば、標準的古典としては、Twainの*Huckleberry Finn*, Hemingwayの*A Farewell to Arms*, Hawthorneの*The Scarlet Letter*, Faulknerの*The Sound and the Fury*, Steinbeckの*The Grapes of Wrath*, Salingerの*The Catcher in the Rye*等であり、雑誌としては、*Time*, *Newsweek*, *U. S. News and World Report*等があげられている。
- 54) N. Cambron-McCabe, "School Board Censorship: Library Books and Curriculum Materials," *School Law in Changing Times* 79 (1982).
- 55) President Council, District 25 v. Community School Board No.25, 457 F.2d 298 (2d Cir. 1972), cert. denied 409 U.S. 998 (1972).
- 56) *Idid.*, 457 F.2d at 291-293.
- 57) Cary v. Board of Education of the Adams-Araphahoe School District, 598 F.2d 535 (10th Cir. 1979).
- 58) *Idid.*, at 543-544.
- 59) Zykan v. Warsaw Community School Corporation, 631 F.2d 1300 (7th Cir. 1980).
- 60) *Ibid.*, at 1300 and 1307.
- 61) Minarcini v. Strongsville City School District, 541 F.2d 577 (6th Cir. 1980).
- 62) *Ibid.*, at 582.
- 63) The Right to Read Defense Committee of Chelsea v. School Committee of the City of Chelsea, 454 F.Supp.703 (D. Mass. 1978).
- 64) Salvail v. Nashua Board of Education, 469 F.Supp. 1269 (D.N.H. 1979).
- 65) Pico v. Board of Education, Island Trees Union Free High School District No.26, 474 F.Supp. 387 (1980).
- 66) Pico v. Board of Education, Island Trees Union Free High School District No.26, 638 F.2d 404 (2d Cir. 1980).
- 67) Board of Education, Island Trees Union Free High School District No. 26 v. Pico, 102 S.Ct. 2799, 73 L.Ed.2d 435 (1982).
- 68) なお、本件に関する詳細な論及は、拙稿「米国教育判例にみる生徒の情報入手権—連邦最高裁Pico事件判決の意義と課題—」高松短期大学『研究紀要』第15号(1985)を参照して頂ければ、幸甚である。

[本研究は、平成元年度文部省科学研究費補助金(一般研究C)による研究成果の一部である。]

《Abstract》

The Contemporary Relationship of Authorities on the Decision of Public Schools' Curriculum in the United States —by analyzing concerned educational cases—

Kazuhiro Koga

It is said that each state government is legally vested with the authority to decide on the curriculum of public schools in the United States under the provision of the Tenth Amendment of the U.S. Constitution. However, the actual exercise of such authority is taken care of by a state educational administrative agency and/or local educational authority. This has been affirmed by courts in many concerned cases.

That is to say, curriculum of public schools in the United States has been regulated and instructed according to statutes enacted by a state legislature and rules instituted by state and/or local educational authorities. So it seems that state and/or local educational authorities legally possess a certain affirmed power to regulate their curriculum.

But, on the other side, it is also well-known that the U.S. has traditionally respected the parents' right to educate their children according to the principle of common law. In fact, some states have approved the parents' right to reject school curriculum, and to select subjects according to their religious belief. Furthermore, in recent years, courts approved that parents have the right to reject compulsory school attendance, and that students in school have the same rights as citizens in the U.S. Constitution. Taking these opportunities, parents, faculty members, and students have insisted on their rights based on the provisions of the U.S. Constitution, so that freedom of religion, speech and expression have prevailed against the authority's decision.

Therefore, this study, taking these movements as its foundation, clarifies the contemporary relationship of authorities on the decision of public schools' curriculum by analyzing the contents of each concerned agency's and/or person's powers.

This paper consists of the following sections :

Introduction

I Relationship of authorities on the decision of "official" curriculum.

- (1) Federal and state authority on the decision of curriculum.
- (2) Local authority on the decision of curriculum.
- (3) Faculty authority on the decision of curriculum.
- (4) Student authority on the decision of curriculum.
- (5) Parental authority on the decision of curriculum.

II Relationship of authorities on the decision of "non-official" curriculum.

- (1) Relationship of authorities on the decision of curriculum prior to the "Board of Education v. Pico" case of the U.S. Supreme Court.
- (2) Relationship of authorities on the decision of curriculum in the "Board of Education v. Pico" case of the U.S. Supreme Court.

Conclusion

高松短期大学研究紀要

第 20 号

平成 2 年 1 月 31 日 印刷

平成 2 年 1 月 31 日 発行

編集発行 高松短期大学

〒761-01 高松市春日町960

TEL (0878) 41-3255

FAX(0878) 41-7158

印刷 高東印刷株式会社

高松市東山崎町596番地